

輸出多角化・新規販路開拓支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 輸出多角化・新規販路開拓支援事業事務局（以下「事務局」という。）は、輸出多角化・新規販路開拓支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う補助事業者に対し、輸出多角化・新規販路開拓支援事業支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、以下の各号いずれにも該当しない者とする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- (6) 鹿児島県税を滞納しているとき。

(支援金対象経費等)

第3条 支援金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるもののうち、令和7年8月7日（木）以降に契約（発注）を行い、令和8年2月13日（金）までに納品及び支払を完了したものとする。ただし、千円未満は切り捨てとする。

(支援金の交付申請)

第4条 規則第3条の支援金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により支援金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他事務局が必要と認める書類

- 3 支援金交付申請書の提出期限は、事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 支援金交付申請書の提出に当たって、当該支援金にかかる消費税仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該支援金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による支援金の交付の決定の通知は、支援金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（支援事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の支援事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

- 2 規則第7条第1項の支援金変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、支援金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第8条 規則第11条第1項の規定による事業遂行状況報告については、事務局からの指示を受けた場合は、別記第7号様式によりこれを事務局に報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の支援事業実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により支援事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) 実績書の内容を裏付ける書類、その他事務局が必要と認める書類

- 3 第1項の支援事業実績報告書の提出期限は、事業完了の日から1箇月を経過した日又は2月末日までのいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

- 4 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした申請者は、支援事業実績報告書を提出するに当たって、当該支援金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを支援金額から減額して報告しなければならない。

5 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした申請者は、支援事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該支援金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した支援事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに事務局に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該支援金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、支援金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、別記第9号様式により事務局または知事に報告しなければならない。

（支援金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による支援金の額の確定の通知は、支援金交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（支援金等の交付）

第11条 規則第16条第1項の支援金交付請求書は、別記第11号様式のとおりとする。

2 この要綱に基づき交付される支援金については、概算払をすることができる。

3 規則第16条第3項の支援金概算払申請書は、別記第12号様式のとおりとする。

（個人情報保護等に係る対応）

第12条 申請者は、事業遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは、法令を遵守し適正な管理をするものとし、事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

（海外の付加価値税に係る還付金の納付）

第13条 申請者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続きを速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る支援金相当額を県に納付するものとする

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。

別表（第2条及び第5条関係）

支援金対象経費	補助率 又は 補助額	支援事業等の 内容等の変 更要件
1 海外での営業力強化に必要な取組に要する経費 (1) 直接輸出によるコスト削減を目指したトライアル輸送に係る費用 (送料、梱包資材購入費等) (2) 海外での営業活動に係る費用 (海外展示会出展費、海外渡航費、宿泊費、現地通訳費、現地交通費等) (3) 海外に販路を持つバイヤー及び専門家の招へいに係る費用 (旅費、宿泊費、謝礼金、接待費等) (4) 営業力強化に必要な専門的な知識を有する講師の派遣に係る費用 (謝金、交通費、資料作成費等)	定額 (上限額 100万円)	支援金額の30%を超える減
2 海外へ輸出するために必要な製造体制強化の取組に要する経費 (1) 海外専用パッケージの作成に係る費用 (デザイン費、試作品作成費等) (2) 海外仕様に対応するための商品改良に係る費用 (原材料の変更に要する費用、試作費等) (3) 商品の成分分析に係る費用 (分析・検査費等(栄養成分分析、残留農薬検査等)) (4) 食品安全・衛生基準を満たした認証規格の取得に対応するための費用 (コンサルティング費、内部文書整備費、認証登録費等) ※ 設備投資や施設改修等の工事費用は対象外とする。 (5) 製造体制強化に必要な専門的な知識を有する講師の派遣に係る費用 (謝金、交通費、資料作成費等)	定額 (上限額 100万円)	

輸出多角化・新規販路開拓支援事業実施要領

第1 目的

鹿児島県産加工食品（以下、「県産加工食品」という。）の更なる輸出拡大と輸出多角化を図るためには、事業者自らが海外での営業活動等を強化し、現地ニーズや各種規制に対応した商品開発・改良、PR活動につなげていく必要性がある。

そのため、鹿児島県内加工食品事業者（以下、「県内加工食品事業者」という。）が実施する「海外での営業力強化に必要な取組」及び「海外へ輸出するために必要な製造体制強化の取組」について支援することにより、県産加工食品の海外市場への販路開拓・拡大を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 県産加工食品

国が定める「食品表示基準（別表1）加工食品品質表示基準」に定義される加工食品であり、鹿児島県内で製造されたものであること。

(2) 県内加工食品事業者

県内に主たる事業所を有し、県産加工食品を製造する事業者であること。

第3 事業内容

県内加工食品事業者が実施する「海外での営業力強化に必要な取組」及び「海外へ輸出するために必要な製造体制強化の取組」を予算の範囲内で支援する。

第4 対象事業者

対象事業者は、これまで県産加工食品の輸出実績があり、県産加工食品の輸出に取り組む県内加工食品事業者であること。

第5 事業実施期間

この事業は、令和7年8月7日（木）から令和8年2月13日（金）までに実施することとする。

第6 補助対象経費

県内加工食品事業者が実施する、県産加工食品の海外市場への販路開拓・拡大に資する取組に要する経費（事業実施計画が承認された事業実施期間に要した経費のうち承認された経費）

(1) 海外での営業力強化に必要な取組に要する経費

ア 直接輸出によるコスト削減を目指したトライアル輸送に係る費用（送料、梱包資材購入費等）

イ 海外での営業活動に係る費用

（海外展示会出展費、海外渡航費、宿泊費、現地通訳費、現地交通費等）

- ウ 海外に販路を持つバイヤー及び専門家の招へいに係る費用（旅費，宿泊費，謝礼金，接待費等）
- エ 営業力強化に必要な専門的な知識を有する講師の派遣に係る費用（謝金，交通費，資料作成費等）
- (2) 海外へ輸出するために必要な製造体制強化の取組に要する経費
 - ア 海外専用パッケージの作成に係る費用（デザイン費，試作品作成費等）
 - イ 海外仕様に対応するための商品改良に係る費用（原材料の変更に要する費用，試作費等）
 - ウ 商品の成分分析に係る費用（分析・検査費等（栄養成分分析，残留農薬検査等））
 - エ 食品安全・衛生基準を満たした認証規格の取得に対応するための費用（コンサルティング費，内部文書整備費，認証登録費等）
 - ※ 設備投資や施設改修等の工事費用は対象外とする。
 - オ 製造体制強化に必要な専門的な知識を有する講師の派遣に係る費用（謝金，交通費，資料作成費等）

※ 以下に掲げる経費は対象外とする

- (ア) 通常の営業活動のための経費又は，パソコン等汎用性の高い機器資材に係る経費
- (イ) 鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年規則第 1 号）第 4 条第 1 項の交付の決定の前に発生した経費（輸出多角化・新規販路開拓支援事業支援金交付要綱 8 条による事前着手届を提出した場合を除く）
- (ウ) 雇用関係が生じるような月極の給与，賞与，退職金その他各種手当等
- (エ) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額）
- (オ) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第 7 補助率

- (1) 海外での営業力強化に必要な取組に要する経費
定額（上限額 100 万円）
- (2) 海外へ輸出するために必要な製造体制強化の取組に要する経費。
定額（上限額 100 万円）

第 8 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という）は，実施しようとする事業について，以下の書類を郵送および電子メールで，事務局に提出するものとする。

なお，電子メールでの提出は各申請書類の複写とする。

- (1) 承認申請書（別記第 13 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 2 号様式）

- (3) 収支予算書（別記第 3 号様式）
- (4) 自社の概要が分かるパンフレット等資料
- (5) 直近 3 箇年の収支の状況が分かる資料
- (6) 県税の納税証明書

2 審査

事務局は提出された事業計画書について審査を行う選定委員会を開催することとし、別表の配分基準で実施内容ごとに審査を行い、予算の範囲内において総得点の高い順に承認する。事務局は、承認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、支援対象外と認められる経費の除外など事業計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合には計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 申請書類に不備、不足があり、事務局からの補正等に応じない場合
- (2) 申請者と連絡が取れない場合
- (3) 計画の内容に関する事務局からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- (4) 申請者が対象事業者の要件に適合しない場合
- (5) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (6) 事業計画の実現可能性がないと認められる場合
- (7) 事業効果が期待できないと判断される場合

3 事業実施計画の承認

事務局は、2 の審査終了後、申請者に別記第 14 号様式にて結果を通知するものとする。

4 支援金の交付手続き

計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、事務局に別記第 1 号様式にて支援金の交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事情で事業の実施を中止する場合は、速やかに書面で事務局にその旨を通知するものとする。

5 手続きに当たっての留意事項

- (1) 申請者は、実施要領のほか事業関係例規の内容を了知のうえ申請すること。
- (2) 申請者は、提出した書類が承認、不承認にかかわらず返却されないことを了知すること。
- (3) 事務局は、提出された書類について秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないものとする

第 9 事業の実施

事業の実施に当たっては、第 8 の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年 1 月 6 日規則第 1 号）等に定める所要の手続きを経るものとする。

第 10 その他

- 1 事業実施者は、事業終了後も事務局または知事が実施する輸出の実態調査（事業実施主体が取り扱う鹿児島県産品の輸出額や輸出の現状に関するもの等）に協力するものとする。

2 この要領に定めるもののほか,事業実施に関し必要な事項は,別に定める。

附則

この実施要領は令和 7 年10月20日から施行する。

別表 配分基準

※実施内容毎に評価を行う

審査項目	内容	ポイント
1 販路開拓・拡大に係る取組	・ 既存の輸出先国とは別に、新たな輸出先国への販路開拓に取り組むものか。	10
	・ 既存の輸出先国に対し、更なる販路拡大に取り組むものか。	5
2 輸出先国	・ ターゲットとする輸出先国が複数国あるか。	10
3 輸出形態	・ 輸出先国の輸入業者等と直接取引につなげる取組であるか。または輸出商社と連携して取り組む内容であるか。	10
4 営業力強化	・ 輸出先国における取引先について具体性があるか。	20
5 製造体制強化	・ 対象国のニーズや規制に対応した商品改良につながっているか。	20
6 事業実施スケジュール	・ 本事業の実施に関するスケジュールは、妥当かつ確実性があるか。	10
7 事業計画の実現可能性	・ 計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、目標とする成果が見込まれるか。	15
計（最大）		100